

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」 各府省等における主な取組方針

平成 24 年 2 月
内閣官房国家戦略室

我が国の食と農林漁業は、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面し、その再生は待ったなしの課題となっている。

このような中、食と農林漁業の再生を早急に図るため、政府全体として「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定）をまとめたところである。

この基本方針・行動計画は、別添のとおり、各府省等が連携し、政府全体として実行に移していくこととしている。内閣官房調べによると、これを実際に進めていく上での農林水産省の取組方針は参考 1、その他の関係各府省等の主な取組方針は参考 2 のとおりとなっている。

食と農林漁業の再生に向けて

～ 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針～

【戦略1】持続可能な力強い農業実現

- 農地集積の推進
 - ・ 戸別所得補償制度（規模拡大加算等）
 - ・ 農地集積協力者に対する協力金の交付
 - ・ 改正農地法の運用徹底（遊休農地解消）
 - ・ ほ場の大区画化
 - 新規就農の増大
 - ・ 青年農業者の経営安定支援
 - ・ 法人雇用就農の促進
 - ・ 農業経営者教育の強化
- 等

農林水産省が中心となり、我が国農林漁業の体質を強化

【戦略4】森林・林業再生

- ・ 森林整備
 - ・ 森林施業集約化
 - ・ 人材育成
 - ・ 木材利用の拡大
- 等

【戦略5】水産業再生

- ・ 高性能漁船導入
 - ・ 共同化、船団合理化
 - ・ 資源管理・漁業所得補償対策
 - ・ 漁港の流通・加工機能強化
- 等

【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化

関係府省が連携し、高付加価値化等を推進

- ・ 農林漁業成長産業化ファンドの創設
- ・ 6次産業化法に基づく支援
- ・ 6次産業化プランナーの活用【農水省】

- ・ ジャパンブランド再構築
- ・ 食と農林漁業の祭典（仮称）【農水省、経産省、外務省ほか】

- ・ 先端技術の実用化・実証・普及（植物工場、陸上養殖等）【経産省、農水省】

- ・ 輸出戦略策定【農水省】
- ・ 海外PR、食文化発信【外務省、農水省】
- ・ 海外商談会、国際食品見本市【ジェトロ】

- ・ 学校給食における地場産品の活用促進【文科省、農水省】

- ・ 鳥獣害対策、捕獲鳥獣の食肉等の利用【環境省、農水省】

- ・ 中小企業政策との連携【経産省】（経営支援、農商工連携、商店街活性化等）

- ・ 地域おこし協力隊の活用【総務省】

- ・ 医食農連携の事業化促進【農水省、厚労省】

エネルギー政策の抜本的見直しの下、再生可能エネルギーの可能性を追求

【戦略3】エネルギー生産への農山漁村の資源の活用

- ・ 再生可能エネルギー由来の電気の固定買取価格制度を導入【経産省】
- ・ 食料供給や国土保全と両立する再生可能エネルギー供給促進のための法制措置【農水省】
- ・ 自立・分散型エネルギーシステム形成に向けた調査・実証、モデル導入【環境省、農水省】
- ・ グリーンニューディール基金の拡充・活用、里地里山の自然資源の利活用の促進【環境省】
- ・ 再生可能エネルギー等の地域資源を活用し域内循環を進める緑の分権改革の推進【総務省】

【戦略6】震災に強い農林水産インフラの構築【農水省】 震災対策に万全の措置

【戦略7】原子力災害対策への取組【内閣府、環境省、厚労省、文科省、経産省、農水省ほか】